

# 第2回 水道料金等審議会

伊勢崎市上下水道局

令和5年6月9日

# 目次

---

## 01 水道料金・下水道使用料の原則と改定ポイント

## 02 水道料金改定案

## 03 下水道使用料改定案

# 01 水道料金・下水道使用料の原則と 改定ポイント

# 01-1 前回のおさらい（地方公営企業の原則）

## 伊勢崎市水道事業、伊勢崎市下水道事業は地方公営企業です

### 独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業は、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

水道事業



水道料金収入

下水道事業



下水道使用料収入

（汚水に係る経費）

※雨水処理に係る費用について、雨水は汚水と異なって自然現象によるものであり、雨水の処理により市街地の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから、公費で負担する。

# 01-2 前回のおさらい（水道料金改定率の想定）

投資計画の事業を遂行しながら財政目標の達成を目指すため、  
料金算定期間における最低限の料金改定率として **10%** を想定する。

「伊勢崎市水道事業経営戦略」で示した想定改定率

改定時期	料金算定期間	想定改定率
令和2年度 (2020年度)	令和2 (2020) 年度～ 令和5 (2023) 年度	10%増加 <b>※改定実施</b>
令和6年度 (2024年度)	令和6 (2024) 年度～ 令和9 (2027) 年度	10%増加
令和10年度 (2028年度)	令和10 (2028) 年度～ 令和13 (2031) 年度	10%増加

※都度経営状況、経済情勢等を鑑みて、料金改定の実施の有無や改定率などを審議会に諮問し、調査審議を経て決定していきます。

# 01-3 前回のおさらい（下水道使用料改定率の想定）

投資計画の事業を遂行しながら使用料水準を適正化していくために、  
使用料算定期間における最低限の改定率として **15%** を想定する。

「伊勢崎市下水道事業経営戦略」で示した想定改定率

改定時期	使用料算定期間	想定改定率
令和6年度 (2024年度)	令和6(2024)年度～ 令和9(2027)年度	15%増加
令和10年度 (2028年度)	令和10(2028)年度～ 令和13(2031)年度	15%増加
令和14年度 (2032年度)	令和14(2032)年度～ 令和17(2035)年度	15%増加

※都度経営状況、経済情勢等を鑑みて、料金改定の実施の有無や改定率などを審議会に諮問し、調査審議を経て決定していきます。

# 01-4 水道料金・下水道使用料の原則

## 水道法・下水道法

- ▶ 料金が能率的な管理の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること。
- ▶ 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ▶ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## 地方公営企業法第21条第2項

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

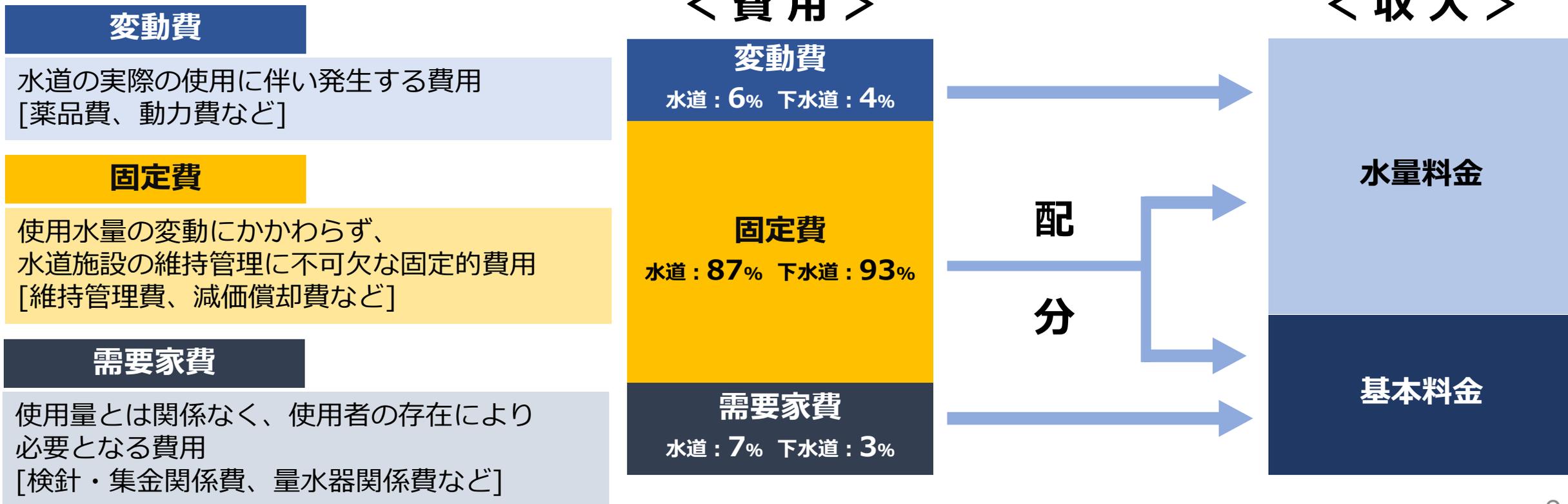
# 01-5 水道料金・下水道使用料体系検討の基本方針

検討の視点	検討の方向性	考え方
法的な視点	負担の公平性を なるべく確保する	特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと
経営的な視点	経営環境の変化に 対応した 料金・使用料とする	水需要の減少に影響を受けにくい水道料金・下水道使用料とする
		大量使用者の地下水移行等を考慮した水道料金とする
その他の視点	激変緩和など	一部の使用者に急激な負担増とならないよう配慮する
		少量使用者に配慮した水道料金・下水道使用料体系とする

# 01-6 改定ポイント①（基本料金と水量料金の収入割合）

## 費用の配分

- ▶ 料金算定期間中に必要な費用 = 料金算定期間中の収入額
- ▶ 費用は「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分類し、基本料金と水量料金の収入に配分する
- ▶ **固定費は本来全て基本料金でまかなうべき費用であるが、著しく基本料金が高額になるため基本料金と水量料金の収入に配分する**



# 01-6 改定ポイント①（基本料金と水量料金の収入割合）

改定  
ポイント

使用者への影響を考慮しながら、  
基本料金の収入割合を現行より増加させる

新水道ビジョンにおける考え方 <厚生労働省健康局水道課（平成25年3月）>

基本料金と水量料金収入の割合について、水需要の増減に収入が影響されない体系として、使用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要

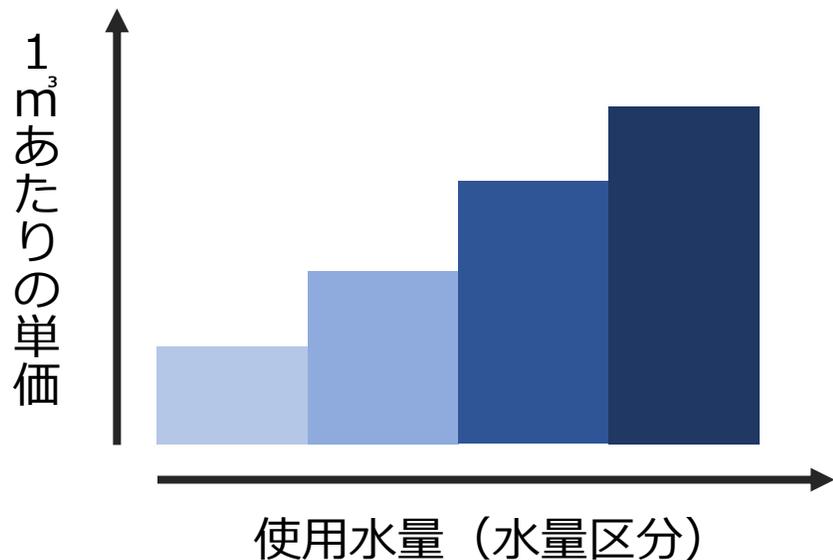
水道料金	基本料金	水量料金
伊勢崎市 (現在)	31%	69%
前橋市 (改定後予定)	33%	67%
東部水道企業団 (改定後予定)	40%	60%

下水道使用料	基本使用料	水量使用料
伊勢崎市 (現在)	22%	78%
全国平均	31%	69%

# 01-7 改定ポイント② (水量料金 逦増度の緩和)

## 逦増型料金体系

使用水量が多くなるほど、1 m<sup>3</sup>あたりの単価が段階的に高くなる料金体系



### 課題

- ▶ 将来的な水需要の減少が予想される現状では、逦増度が高ければ使用水量に適用される単価の減少率が高くなり、使用水量以上の料金収入の減少を招いてしまう恐れがある。
- ▶ 逦増型料金体系による負担の増加から水道の大量使用者が地下水への移行などの水利用の合理化を進め、さらに使用水量の減少が進む恐れがある。

## 逦増型料金体系の背景と現状

水量料金は、薬品費や動力費など水道水に均一にかかる費用をまかなうため、水使用量にかかわらず均一の単価であることが公平性の観点から望ましいとされている。しかし、昭和40年代より、水需要に対する新規水源確保が困難であることや、衛生水準向上のため、生活用水の料金を安く抑える等、多くの事業者で逦増型料金体系が導入された。

現在では節水機器の普及による最大使用水量の減少や、水道普及率の上昇にともなう衛生水準の向上等により、逦増型料金制度より均一単価制度が望ましい。

<水道料金算定要領より>

# 01-7 改定ポイント② (水量料金 逡増度の緩和)

改定  
ポイント

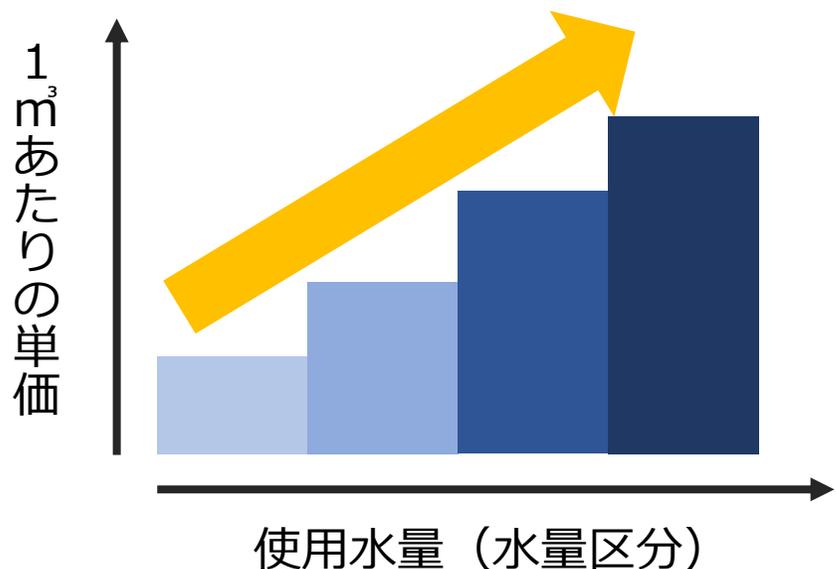
使用者への影響を考慮しながら、水量料金の逡増度を緩和する

※逡増度 = 最高従量料金単価 / 最低従量料金単価

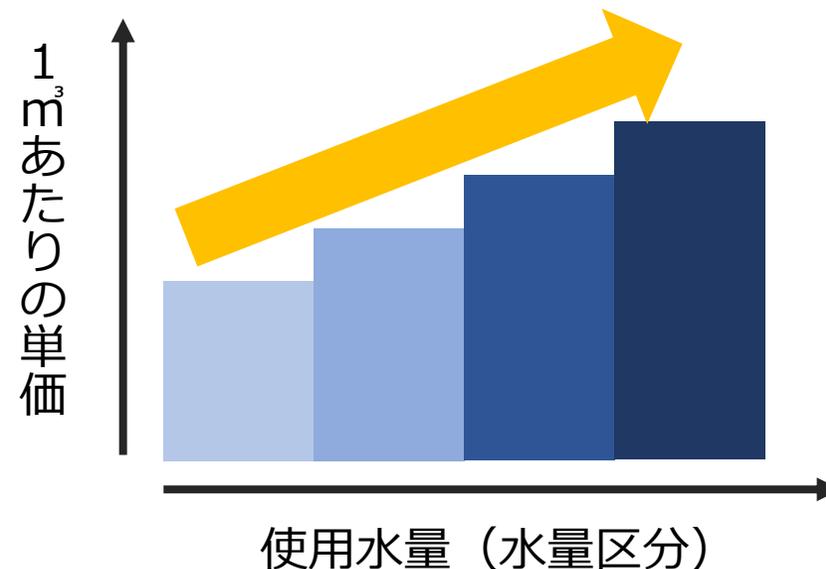
## 伊勢崎市の逡増度

水道料金	下水道使用料
2.23	2.13

※均一単価の場合は逡増度「1」となり、「1」に近いほど公平性が担保される



逡増度の緩和



## 02 水道料金改定案

# 02-1 現在の水道料金体系

(1カ月あたり・税抜)

用途	口径 (mm)	基本料金 (円/月)	水量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )				
			1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 20m <sup>3</sup>	21~ 50m <sup>3</sup>	51~ 200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般用	13	690	65	110	125	145	
	20	900					
	25	1,800					
	30	4,100					
	40	9,500					
	50	18,500					
	75	33,500					
	100	45,000					
	150	90,000					
臨時用	一般用に準じる		385				
公衆浴場用	全口径	1,000	30				60

# 02-2 前回の水道料金改定

令和2年4月1日に基本料金のみを値上げ改定 ※令和元年度に審議会で計4回を審議

## 改定 内容

- ①平均使用水量での改定率が各口径で10%程度になるように改定（一般用、臨時用）
- ②基本料金のみを値上げし、基本料金の収入割合を22%から30%まで引き上げる
- ③公衆浴場用は公衆浴場の現状と保健衛生上の観点から据え置き

基本料金（一般用・臨時用）

（2カ月あたり・税抜・単位：円）

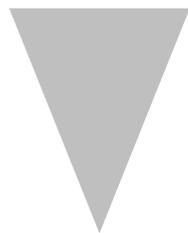
口径 (mm)	改定前 ①	現在	改定額 ②	増加率 (②/①)
13	1,000	1,380	380	38%
20	1,200	1,800	600	50%
25	2,000	3,600	1,600	80%
30	5,000	8,200	3,200	64%
40	12,000	19,000	7,000	58%
50	20,000	37,000	17,000	85%
75	40,000	67,000	27,000	68%
100	60,000	90,000	30,000	50%
150	120,000	180,000	60,000	50%

## 02-3 料金改定率10%における料金収入増加見込

令和6～9年度の4年間で料金改定率10%とすると、約14億2千2百万円の料金収入増加が見込めます。

現行料金  
収入見込み

4年間：約142億6百万円  
(単年：約35億5千2百万円)



**4年間で約14億2千2百万円の収入増  
(単年で約3億5千5百万円)**

改定率10%  
収入見込み

4年間：約156億2千8百万円  
(単年：約39億7百万円)

## 02-4 料金改定案①

### 改定方法

- 基本料金のみ改定、水量料金は据え置き
- 基本料金を一律30%増で改定

### 基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
13	1,380	1,794	414
20	1,800	2,340	540
25	3,600	4,680	1,080
30	8,200	10,660	2,460
40	19,000	24,700	5,700
50	37,000	48,100	11,100
75	67,000	87,100	20,100
100	90,000	117,000	27,000
150	180,000	234,000	54,000

### 水量料金（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	65	65	0
21	40	110	110	0
41	100	125	125	0
101		145	145	0

### 逡増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.23	2.23	0

# 02-4 料金改定案①

## 特徴

- 基本料金の収入割合が増加する
- 口径に応じて固定の金額が値上げされる
- 使用水量に値上げ額が左右されない

### 料金区分

### 収入割合

基本料金

38%

水量料金

62%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり・税抜）

口径	使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
		基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
13	30	1,380	2,400	3,780	1,794	2,400	4,194	414	0	414	10.95%
20	42	1,800	3,750	5,550	2,340	3,750	6,090	540	0	540	9.73%
25	102	3,600	11,290	14,890	4,680	11,290	15,970	1,080	0	1,080	7.25%
30	211	8,200	27,095	35,295	10,660	27,095	37,755	2,460	0	2,460	6.97%
40	373	19,000	50,585	69,585	24,700	50,585	75,285	5,700	0	5,700	8.19%
50	731	37,000	102,495	139,495	48,100	102,495	150,595	11,100	0	11,100	7.96%
75	1,923	67,000	275,335	342,335	87,100	275,335	362,435	20,100	0	20,100	5.87%
100	2,856	90,000	410,620	500,620	117,000	410,620	527,620	27,000	0	27,000	5.39%
150	9,913	180,000	1,433,885	1,613,885	234,000	1,433,885	1,667,885	54,000	0	54,000	3.35%

## 02-5 料金改定案②

### 改定方法

- 水量料金のみ改定、基本料金は据え置き
- 水量料金は全ての水量区分で単価を15円増

### 基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
13	1,380	1,380	0
20	1,800	1,800	0
25	3,600	3,600	0
30	8,200	8,200	0
40	19,000	19,000	0
50	37,000	37,000	0
75	67,000	67,000	0
100	90,000	90,000	0
150	180,000	180,000	0

### 水量料金（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	65	80	15
21	40	110	125	15
41	100	125	140	15
101		145	160	15

### 逡増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.23	2.00	-0.23

# 02-5 料金改定案②

## 特徴

- 基本料金の収入割合が減少する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる
- 大量利用者への影響が大きい

### 料金区分

### 収入割合

基本料金

29%

水量料金

71%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり・税抜）

口径	使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
		基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
13	30	1,380	2,400	3,780	1,380	2,850	4,230	0	450	450	11.90%
20	42	1,800	3,750	5,550	1,800	4,380	6,180	0	630	630	11.35%
25	102	3,600	11,290	14,890	3,600	12,820	16,420	0	1,530	1,530	10.28%
30	211	8,200	27,095	35,295	8,200	30,260	38,460	0	3,165	3,165	8.97%
40	373	19,000	50,585	69,585	19,000	56,180	75,180	0	5,595	5,595	8.04%
50	731	37,000	102,495	139,495	37,000	113,460	150,460	0	10,965	10,965	7.86%
75	1,923	67,000	275,335	342,335	67,000	304,180	371,180	0	28,845	28,845	8.43%
100	2,856	90,000	410,620	500,620	90,000	453,460	543,460	0	42,840	42,840	8.56%
150	9,913	180,000	1,433,885	1,613,885	180,000	1,582,580	1,762,580	0	148,695	148,695	9.21%

## 02-6 料金改定案③

### 改定方法

- 基本料金と水量料金ともに、ほぼ均等に収入増を見込んでいる
- 基本料金を一律15%増で改定
- 水量料金は全ての水量区分で単価を8円増

### 基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
13	1,380	1,586	206
20	1,800	2,070	270
25	3,600	4,140	540
30	8,200	9,430	1,230
40	19,000	21,850	2,850
50	37,000	42,550	5,550
75	67,000	77,050	10,050
100	90,000	103,500	13,500
150	180,000	207,000	27,000

### 水量料金（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	65	73	8
21	40	110	118	8
41	100	125	132	8
101		145	153	8

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.23	2.10	-0.13

# 02-6 料金改定案③

## 特徴

- 基本料金の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる
- 大量使用者への影響が大きい

## 料金区分

## 収入割合

基本料金

33%

水量料金

67%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり・税抜）

口径	使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
		基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
13	30	1,380	2,400	3,780	1,586	2,640	4,226	206	240	446	11.80%
20	42	1,800	3,750	5,550	2,070	4,084	6,154	270	334	604	10.88%
25	102	3,600	11,290	14,890	4,140	12,046	16,186	540	756	1,296	8.70%
30	211	8,200	27,095	35,295	9,430	28,723	38,153	1,230	1,628	2,858	8.10%
40	373	19,000	50,585	69,585	21,850	53,509	75,359	2,850	2,924	5,774	8.30%
50	731	37,000	102,495	139,495	42,550	108,283	150,833	5,550	5,788	11,338	8.13%
75	1,923	67,000	275,335	342,335	77,050	290,659	367,709	10,050	15,324	25,374	7.41%
100	2,856	90,000	410,620	500,620	103,500	433,408	536,908	13,500	22,788	36,288	7.25%
150	9,913	180,000	1,433,885	1,613,885	207,000	1,513,129	1,720,129	27,000	79,244	106,244	6.58%

# 02-7 料金改定案④

## 改定方法

- 基本料金と水量料金ともに、ほぼ均等に収入増を見込んでいる
- 基本料金を一律15%増で改定
- 水量料金は最高単価の水量区分のみ据え置きでそれ以外の単価を5～10円増

### 基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
13	1,380	1,586	206
20	1,800	2,070	270
25	3,600	4,140	540
30	8,200	9,430	1,230
40	19,000	21,850	2,850
50	37,000	42,550	5,550
75	67,000	77,050	10,050
100	90,000	103,500	13,500
150	180,000	207,000	27,000

### 水量料金（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	65	75	10
21	40	110	120	10
41	100	125	130	5
101		145	145	0

### 逡増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.23	1.93	-0.30

# 02-7 料金改定案④

## 特徴

- 基本料金の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限700円>
- 大量使用者への影響が小さい

## 料金区分

## 収入割合

基本料金

33%

水量料金

67%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり・税抜）

口径	使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
		基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
13	30	1,380	2,400	3,780	1,586	2,700	4,286	206	300	506	13.39%
20	42	1,800	3,750	5,550	2,070	4,160	6,230	270	410	680	12.25%
25	102	3,600	11,290	14,890	4,140	11,990	16,130	540	700	1,240	8.33%
30	211	8,200	27,095	35,295	9,430	27,795	37,225	1,230	700	1,930	5.47%
40	373	19,000	50,585	69,585	21,850	51,285	73,135	2,850	700	3,550	5.10%
50	731	37,000	102,495	139,495	42,550	103,195	145,745	5,550	700	6,250	4.48%
75	1,923	67,000	275,335	342,335	77,050	276,035	353,085	10,050	700	10,750	3.14%
100	2,856	90,000	410,620	500,620	103,500	411,320	514,820	13,500	700	14,200	2.84%
150	9,913	180,000	1,433,885	1,613,885	207,000	1,434,585	1,641,585	27,000	700	27,700	1.72%

## 02-8 改定案の比較（改定方法と特徴）

改定案	改定方法		特 徴			
	基本料金	水量料金	基本料金 収入割合	逡増度緩和	少量使用者 影響	大量使用者 影響
①	30%増	なし	<b>増</b> +7%	<b>なし</b> ±0	<b>大</b>	<b>小</b>
②	なし	一律 15円増	<b>減</b> -2%	<b>減</b> -0.23	<b>小</b>	<b>大</b>
③	15%増	一律 8円増	<b>微増</b> +2%	<b>減</b> -0.13	<b>中</b>	<b>大</b>
④	15%増	一部 5~10円増	<b>微増</b> +2%	<b>減</b> -0.30	<b>中</b>	<b>小</b>

※少量使用者は使用水量10m<sup>3</sup>以下の使用者を想定

※大量使用者は使用水量1,000m<sup>3</sup>以上の使用者を想定

## 02-9 改定案の比較（改定後水道料金）

改定後の水道料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	改定案①	改定案②	改定案③	改定案④
13	30	4,194	4,230	4,226	4,286
20	42	6,090	6,180	6,154	6,230
25	102	15,970	16,420	16,186	16,130
30	211	37,755	38,460	38,153	37,225
40	373	75,285	75,180	75,359	73,135
50	731	150,595	150,460	150,833	145,745
75	1,923	362,435	371,180	367,709	353,085
100	2,856	527,620	543,460	536,908	514,820
150	9,913	1,667,885	1,762,580	1,720,129	1,641,585

## 02-10 改定案の比較（改定前後の差額）

改定前後の差額（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	改定案①	改定案②	改定案③	改定案④
13	30	414	450	446	506
20	42	540	630	604	680
25	102	1,080	1,530	1,296	1,240
30	211	2,460	3,165	2,858	1,930
40	373	5,700	5,595	5,774	3,550
50	731	11,100	10,965	11,338	6,250
75	1,923	20,100	28,845	25,374	10,750
100	2,856	27,000	42,840	36,288	14,200
150	9,913	54,000	148,695	106,244	27,700

## 02-11 改定案の比較（改定率）

改定率（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	改定案①	改定案②	改定案③	改定案④
13	30	10.95%	11.90%	11.80%	13.39%
20	42	9.73%	11.35%	10.88%	12.25%
25	102	7.25%	10.28%	8.70%	8.33%
30	211	6.97%	8.97%	8.10%	5.47%
40	373	8.19%	8.04%	8.30%	5.10%
50	731	7.96%	7.86%	8.13%	4.48%
75	1,923	5.87%	8.43%	7.41%	3.14%
100	2,856	5.39%	8.56%	7.25%	2.84%
150	9,913	3.35%	9.21%	6.58%	1.72%

# 02-12 口径別年間実績

## 令和4年度の口径別実績

口径	調定件数		使用水量		調定金額	
	件数	割合	水量	割合	金額（税込）	割合
13mm	326,909件	55.16%	9,390,342m <sup>3</sup>	38.13%	1,421,134,044円	35.86%
20mm	249,022件	42.02%	10,269,990m <sup>3</sup>	41.70%	1,569,317,918円	39.60%
25mm	10,474件	1.77%	1,034,842m <sup>3</sup>	4.20%	180,009,103円	4.54%
30mm	1,194件	0.20%	251,022m <sup>3</sup>	1.02%	47,290,732円	1.19%
40mm	2,886件	0.49%	1,087,561m <sup>3</sup>	4.42%	224,390,614円	5.66%
50mm	1,511件	0.25%	1,131,808 0m <sup>3</sup>	4.60%	236,650,423円	5.97%
75mm	568件	0.09%	1,115,536m <sup>3</sup>	4.53%	217,634,592円	5.49%
100mm	110件	0.02%	304,054m <sup>3</sup>	1.23%	58,972,684円	1.49%
150mm	6件	0.00%	41,043m <sup>3</sup>	0.17%	7,711,258円	0.20%
<b>合計</b>	<b>592,680件</b>	<b>100%</b>	<b>24,626,198m<sup>3</sup></b>	<b>100%</b>	<b>3,963,111,368円</b>	<b>100%</b>



# 03 下水道使用料改定案

# 03-1 伊勢崎市下水道使用料制度の概要



## 特徴

- ①水道料金と同様の用途区別
- ②二部料金制（基本料金+水量料金）
- ③口径の区分がない
- ④水道の使用水量 = 下水道の使用水量

下水道使用料体系

(1カ月あたり・税抜)

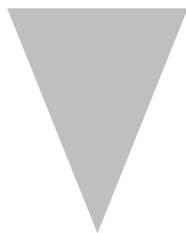
用途	基本使用料 (円/月)	水量使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )					
		1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 25m <sup>3</sup>	26~ 50m <sup>3</sup>	51~ 200m <sup>3</sup>	201~ 250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> 以上
一般用	450	53	93	106	109		113
臨時用		260					
公衆浴場用		30			50		

## 03-2 使用料改定率15%における使用料収入増加見込

令和6～9年度の4年間で使用料改定率15%とすると、約5億1千4百万円の使用料収入増加が見込めます。

現行使用料  
収入見込み

4年間：約34億2千5百万円  
(単年：約8億5千6百万円)



**4年間で約5億1千4百万円の収入増  
(単年で約1億2千9百万円)**

改定率15%  
収入見込み

4年間：約39億3千9百万円  
(単年：約9億8千5百万円)



# 03-3 下水道使用料改定案①

## 改定方法

- 基本使用料のみの改定、水量使用料は据え置き
- 基本使用料を600円/2月増額で改定

### 基本使用料（2カ月あたり・税抜）

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
900	1,500	600

### 水量使用料（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	53	53	0
21	50	93	93	0
51	100	106	106	0
101	500	109	109	0
501		113	113	0

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.13	2.13	0

# 03-3 下水道使用料改定案①

## 特徴

- 基本使用料の収入割合が増加する
- 使用水量に値上げ額が左右されない

使用料区分	収入割合
基本使用料	32%
水量使用料	68%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり使用水量42m<sup>3</sup>・税抜）

現行使用料			使用料改定後			差額			改定率
基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	
900	3,106	4,006	1,500	3,106	4,606	600	0	600	14.98%

# 03-4 下水道使用料改定案②

## 改定方法

- 水量使用料のみの改定、基本使用料は据え置き
- 水量使用料は全ての水量区分で単価を15円増

### 基本使用料（2カ月あたり・税抜）

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
900	900	0

### 水量使用料（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	53	68	15
21	50	93	108	15
51	100	106	121	15
101	500	109	124	15
501		113	128	15

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.13	1.88	-0.25

## 03-4 下水道使用料改定案②

### 特徴

- 基本使用料の収入割合が減少する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる
- 大量使用者への影響が大きい

使用料区分	収入割合
基本使用料	19%
水量使用料	81%

### 現行使用料と改定後使用料の比較（2カ月あたり使用水量42m<sup>3</sup>・税抜）

現行使用料			使用料改定後			差額			改定率
基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	
900	3,106	4,006	900	3,736	4,636	0	630	630	15.73%

# 03-5 下水道使用料改定案③

## 改定方法

- 基本使用料と水量使用料ともに、ほぼ均等に収入増を見込んでいる
- 基本使用料を300円/2月増額で改定
- 水量使用料は全ての水量区分で単価を8円増

### 基本使用料（2カ月あたり・税抜）

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
900	1,200	300

### 水量使用料（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	53	61	8
21	50	93	101	8
51	100	106	114	8
101	500	109	117	8
501		113	121	8

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.13	1.98	-0.15

# 03-5 下水道使用料改定案③

## 特徴

- 基本使用料の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる
- 大量使用者への影響が大きい

使用料区分	収入割合
基本使用料	26%
水量使用料	74%

## 現行使用料と改定後使用料の比較（2カ月あたり使用水量42m<sup>3</sup>・税抜）

現行使用料			使用料改定後			差額			改定率
基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	
900	3,106	<b>4,006</b>	1,200	3,442	<b>4,642</b>	300	336	<b>636</b>	15.88%

# 03-6 下水道使用料改定案④

## 改定方法

- 基本使用料と水量使用料ともに、ほぼ均等に収入増を見込んでいる
- 基本使用料を300円/2月増額で改定
- 水量使用料は最低水量区分で単価を15円、2番目に低い単価を5円増

### 基本使用料（2カ月あたり・税抜）

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
900	1,200	300

### 水量使用料（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	53	68	15
21	50	93	98	5
51	100	106	106	0
101	500	109	109	0
501		113	113	0

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.13	1.66	-0.47

## 03-6 下水道使用料改定案④

### 特徴

- 基本使用料の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限450円>
- 大量使用者への影響が少ない

使用料区分	収入割合
基本使用料	26%
水量使用料	74%

### 現行使用料と改定後使用料の比較（2カ月あたり使用水量42m<sup>3</sup>・税抜）

現行使用料			使用料改定後			差額			改定率
基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	基本使用料	水量使用料	計	
900	3,106	4,006	1,200	3,516	4,716	300	410	710	17.72%

## 03-7 改定案の比較（改定方法と特徴）

改定案	改定方法		特 徴			
	基本使用料	水量使用料	基本使用料 収入割合	逡増度緩和	少量使用者 影響	大量使用者 影響
①	600円増	なし	<b>増</b> +10%	<b>なし</b>	<b>大</b>	<b>小</b>
②	なし	一律 15円増	<b>減</b> -2%	<b>減</b> -0.25	<b>小</b>	<b>大</b>
③	300円増	一律 8円増	<b>微増</b> +4%	<b>減</b> -0.15	<b>中</b>	<b>大</b>
④	300円増	一部 5~15円増	<b>微増</b> +4%	<b>減</b> -0.47	<b>中</b>	<b>小</b>

※少量使用者は使用水量10m<sup>3</sup>以下の使用者を想定

※大量使用者は使用水量1,000m<sup>3</sup>以上の使用者を想定

# 03-8 改定案の比較（改定後金額・改定前後の差額・改定率）

改定案比較表（2カ月あたり使用水量42m<sup>3</sup>・税抜）

改定案	改定後下水道使用料			現行使用料との差額			改定率
	基本 使用料	水量 使用料	計	基本 使用料	水量 使用料	計	
①	1,500	3,106	<b>4,606</b>	600	0	<b>600</b>	14.98%
②	900	3,736	<b>4,636</b>	0	630	<b>630</b>	15.73%
③	1,200	3,442	<b>4,642</b>	300	336	<b>636</b>	15.88%
④	1,200	3,516	<b>4,716</b>	300	410	<b>710</b>	17.72%

# 次回の審議会

**日 時**

令和5年7月7日（金） 午後2時から

**場 所**

上下水道局（伊勢崎市連取町1952番地）

**議 題**

- 01** 水道料金改定案
- 02** 下水道使用料改定案
- 03** 改定の時期
- 04** 使用者への周知方法の検討
- 05** パブリックコメント手続き資料の検討